

令和4年度

芳養センター、デイサービス事業、
芳養児童センター運営協力委員会
(資 料)

田辺市立芳養児童センター

〒646-0056 田辺市芳養町1725-28
電話24-5485 FAX24-5487

芳養児童センターの概要



名 称	田辺市立芳養児童センター
所 在 地	田辺市芳養町1725-28
設置年月日	昭和50年9月1日
敷地面積	955.84平方メートル
建築構造	鉄筋コンクリート二階建
建物面積	526.5平方メートル
総事業費	95,265千円

- 1階 事務室、大教室、会議室、調理室、和室
 2階 フリースペース室、図書室、遊戯室

デイサービスセンターの概要



名 称	田辺市立芳養デイサービスセンター
所 在 地	田辺市芳養町1725-28
設置年月日	平成4年3月31日
建築構造	鉄骨平屋建
建築面積	142.70平方メートル
総事業費	31,000千円

備品一覧

品 名	規 格 等	数 量
電位治療器	ヘルストロンHEF-9000	6
マッサージチェア	パナソニック1台、大東工業2台	3
全身マッサージ機	大和製作所	2
自転車型運動器具（エアロバイク）	オーモテック他	3
トレッドミル（ルームランナー）	中旺ヘルス	1
その他	運動、健康器具	

芳 養 児 童 セ ン タ ー 運 営 組 織

芳養センター、デイサービスセンター、芳養児童センター 運営協力委員名簿

田辺市隣保館条例施行規則第7条及び田辺市隣保館デイサービス事業実施要綱第2条から第4条の規定に基づき、市長が委嘱する30名以内の委員をもって組織。

田辺市児童館条例施行規則第7条の規定に基づき、教育委員会が委嘱する30名以内の委員をもって組織。

任期 令和5年3月31

備 考
崖町内会会長
崖町内会
崖町内会
崖町内会
芋町内会会長
境町内会会長
田中町内会会長
井原町内会会長
井原町内会
主任児童委員
芳養校区子どもクラブ校区長
芳養公民館館長
芳養小学校校長
明洋中学校校長
はやざと保育所所長

田辺市隣保館運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市隣保館条例施行規則（平成17年規則第80号）第9条の規定に基づき、田辺市隣保館運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各隣保館ごとに市長が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各隣保館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

田辺市児童館及び田辺市教育集会所運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市児童館条例施行規則（平成17年田辺市教育委員会規則第28号）第7条第3項及び田辺市教育集会所管理運営規則（平成17年田辺市教育委員会規則第20号）第7条第2項の規定に基づき、田辺市児童館及び田辺市教育集会所運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各児童館ごとに教育委員会が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各児童館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

芳養児童センター事業の概要

芳養児童センターでは、地域福祉の向上及び人権啓発を図るための住民交流を広く推進するとともに、人権・同和問題のすみやかな解決を目指し、次のような事業を行っています。

《 隣保館事業 》

1. 社会調査及び研究事業

地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業

2. 相談事業

地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な助言・指導を行う事業（センター職員による対応、県の就職促進相談員による職業相談）

3. 福祉事業

地域の実情に応じて実施する社会福祉等の事業

4. 啓発及び広報活動事業

地域住民に対し広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業（「芳養児童センターだより」の発行、求人情報の提供、広報物等の掲示、配布）

5. 交流事業

地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業（各種教室の開講）

《 デイサービス事業 》

障害者及び高齢者等が隣保館を利用して、創作・軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を助長し生きがいを高める事業

日常生活訓練・・・健康機器による機能回復訓練

更生相談・・・保健師や看護師による健康相談

《 児童館事業 》

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため、次の事業を行っています。（田辺市児童館条例第3条）

- ① 健全な遊びを通して子どもの集団的及び個別的指導を行うこと。
- ② 子育て家庭を支援する活動に関すること。
- ③ 地域活動の推進に関すること。
- ④ 子ども会等児童の健全育成を目的とする団体の活動を推進すること。
- ⑤ フリースペースちびっこ（就学前の乳幼児と保護者の集いの場として児童館を開放）
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

令和3年度 事業実績報告

1. 隣保館事業

(1) 事業

種 別	事 業 名	回数 (回)	参加者数 (人)
相 談 事 業	生活、就職、教育等	1 2 4	1 3 0
各種調査及び研究事業	芳養児童センター、デイサービス事業 運営協力委員会 ※書面審議	1	0
啓発・広報活動	館だより、ホームページ、チラシ等の発行	1 2	
各種団体との関連事業及び連携	崖町内会関係(総会、役員会等)	2	2 6
	大型共同作業場運営委員会	1	1 4
	小中学校、公民館他 (会議、委員会等)	5	

(2) 各種教室

教 室	講 師	開 講 日	参加者数 (人)
健 康 体 操	露 詰 紀子	毎週 水曜日	1 8 8
生 花 教 室	中 橋 まさみ	第1・3火曜日	7 3
着 付 教 室	丸三呉服店	第1・3火曜日	5 5
合 計 (3教室)			3 1 6

2. デイサービス事業

事 業 区 分	内 容	回数 (回)	参加者数 (人)
日常生活訓練	健康機器による機能回復訓練 (芳養デイ・サービスセンター利用者)	1 5 3	1, 6 8 0
更生相談	健 康 相 談	8	1 3
合 計			1, 6 9 3

3. 利用状況 (隣保館・デイ・サービス)

月	開所日数	利用者数	月	開所日数	利用者数	月	開所日数	利用者数
4月	1 6 日	2 1 0 人	5月	0 日	0 人	6月	1 7 日	1 5 2 人
7月	2 1 日	2 4 0 人	8月	9 日	1 0 8 人	9月	0 日	0 人
10月	2 2 日	2 6 2 人	11月	1 9 日	2 4 9 人	12月	2 0 日	2 2 0 人
1月	1 2 日	9 4 人	2月	0 日	0 人	3月	1 7 日	1 4 5 人
合計	1 5 3 日	年間利用者数	1, 6 8 0 人		一日当りの利用者数		1 1 人	

4. 児童館事業

(1) 事業

事業名	回数(回)	参加者数(人)
チャレンジ教室	中止	
ちびっ子角力大会	中止	
マラソン大会 (来場者含む)	1	150
児童センターまつり	中止(*隔年実施)	
合計		150

(2) 各種教室

教室	講師	開講日	参加者数(人)
おり紙教室	岡本 征子	土曜日(第2週)	25
子ども茶道教室	岡本 征子	土曜日(第1・3週)	44
運動教室	葺石 泰士	土曜日(第1・3週)	休講
子どもクッキング教室	栄養士 紀南 栄養士	土曜日(第4週)	休講
合計			69

(3) 子育て支援

事業名	内容	参加者数(人)
フリースペースちびっこ	火～土曜日の午前9時30分～午後4時50分、2階の一室を乳幼児とその保護者の交流の場として開放	320
本の読み聞かせ(お話を聞かせませんか)	第1木曜日午前9時30分～50分、幼児を対象に実施。講師 田辺おはなしの会 休止	

(4) 利用状況 ※児童生徒利用者数(事業及び教室参加者を除く)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
人数	137	80	71	137	81		
月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
人数						506	

* (1)～(3)までにあてはまらない児童等の来館。9月より改修工事のため休館。

令和 3 年度の活動総括

芳養児童センターは、隣保館と児童館の併設館として、地域のみならず周辺地域を含めた住民が利用、幅広い世代が交流できるコミュニティセンターとして、地域福祉及び教育、人権啓発の拠点としての活動に取り組みました。

しかしながら、コロナ禍の中、児童生徒の利用制限を余儀なくされ、教室については感染予防対策の困難なクッキングや運動教室を休講し、その他の教室も休講とする時期がありました。また、芳養町の夏の伝統行事として取り組んでいる「納涼ちびっ子角力大会」についても中止し、隣保館及びデイサービス事業についても、教室については休講とする月もあり、また、デイサービスセンターについても同様に閉館する月がありました。

なお、今後の事業展開について、引き続きコロナウイルス感染予防を徹底した取り組みが必要であり、早急にウィズコロナを見据えた事業を構築しなければならないと考えております。

1. 隣保館事業

- ・ 隣保館の基本事業である相談事業は、地域住民のあらゆる生活課題を「相談」を通じて把握し、各種の制度や行政施策を反映させ、その解決を図る重要な事業となっており、住民の身近な相談施設として、県の就職促進相談員による巡回職業相談や大型共同作業所への就職斡旋・福祉・年金・医療等の相談において、関係する諸機関との連携や協議を図りながら、行政の地域に密着した窓口として取り組みを進めてきました。

2. デイサービス事業（地域福祉事業）

この事業は隣保館の充実強化事業として、地域住民の健康維持と交流を目的に平成 3 年度より実施しており、デイサービスセンターの健康器具を利用した機能回復訓練には芳養町住民だけでなく、広く他地域からも多くの方が利用されています。

- ・ 市の保健師、看護師による「健康相談」を毎月 1 回実施し、利用者の健康維持に努めました。

3. 児童館事業

児童館は、「児童・生徒の館」、「居場所づくり」として芳養小学校及び大坊小学校、明洋中学校、芳養公民館をはじめ地域の各種団体等の協力のもと地域の教育力の向上、子どもの健全育成を目的に活動に取り組んできました。

また、子育て家庭の支援として、児童センターの一室にフリースペースちびっこを設置し、乳幼児とその保護者の交流の場に開放しました。

令和4年度 活動方針（案）

「21世紀は人権の世紀」といわれ、人権尊重が国際的な潮流になる中であって、日本国憲法に基づいて、人権に関する諸制度の整備や各種施策が実施されてきましたが、現在において、女性に対する暴力や子ども等への虐待をはじめ、同和問題、高齢者、障害者の人権問題が存在し、近年の社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も生じ、人権問題は多様化・複雑化してきている中、女性や子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律など人権に関わる法律の制定や改正がなされ、また、平成28年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行され、様々な人権問題解消に関わる新しい法律や枠組みの整備が進んでおり、田辺市では、令和3年4月に「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を施行するなど、より一層の人権施策の充実に取り組んでいます。

また、教育、子育て問題では、日本社会が急速な少子高齢化を迎えるとともに、田辺市においても都市化や核家族化が進み、地域社会や世代間での交流が少なくなり、人と人とのつながりの希薄化や家庭や地域における教育力の低下などが大きな課題になっており、昨今の「児童福祉法」改正や「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり「児童館ガイドライン」が改正（平成30年10月1日厚生労働省子ども家庭局長通知）されるなど、子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援に対する児童館が持つ機能、役割への期待、児童館事業の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、当センターとして、今日まで積み上げてきた活動の成果の上に立ち、一人ひとりの人権が尊重されるよう、より一層の人権啓発と地域に密着した行政機関として、身近で気軽に相談できる場として地域の課題に取り組むとともに、地域のみならず周辺地域を含めた住民が利用し、幅広く世代間交流できるコミュニティセンターとしての役割を果たし、地域社会ですべての人が安心して生活できる地域づくりを目指し、地域福祉及び教育、人権啓発の拠点としての活動を推進します。

また、近年、国内では災害が毎年のように発生しており、平成23年に田辺市に大きな被害をもたらした台風12号による大雨災害の教訓を踏まえ、地域住民の防災意識の向上や人と人とのつながりを大切にする活動に取り組みます。

児童館活動としては、周辺地域を含めた子どもの居場所として、また、子育て家庭への支援など児童館の果たす役割は、益々重要となっており、地域の教育の拠点として学校・家庭・地域社会との連携を図り、子どもの安全確保と健全育成のための活動、地域の教育力の向上に取り組めます。

なお、コロナ禍の中、利用の制限や事業の縮小や中止を余儀なくされ、隣保館及び児童館事業の重要施策である地域交流や地域で子育ての取り組みが困難な状況が続いており、今年度につきましても、新型コロナウイルス感染予防を考慮し、ウィズコロナも見据え、創意工夫した事業を展開します。

重 点 目 標

1. 人権意識の普及高揚啓発に努める。（センターだより及びホームページによる情報発信）
2. 地域住民の日常生活の社会的、文化的向上を図るとともに自立意識の高揚に努める。（地域活動の支援）
3. 共に生きる地域社会の実現をめざし、芳養地域全般にわたる交流活動の推進に努め、「開かれたコミュニティセンター」としての運営を図る。（住民のニーズに沿った広域的な教室等の開催・児童センターまっりの開催）
4. 高齢社会の進行を踏まえ、高齢者及び障害者等を中心とした福祉活動及びデイサービスセンターの充実を図り、地域福祉の向上に努め、すべての住民が生涯を通じて安心して暮らせる福祉のまちづくりの構築を進める。
5. 関係機関と連携し、防災訓練、防災学習会等を実施し、被害を最小限に抑えるため、地域住民の防災意識の向上に努める。
6. 児童の健全育成と子どもの安全確保のため、周辺地域、校区全体に事業の展開を進め、「児童・生徒の館」として幅広い活動に取り組み、子どもの「居場所づくり」の充実に努めるとともに、関係機関団体との連携を密にし、地域と一体となった活動に取り組み、地域の教育力の向上をはかる。
 - （イ）子どもを育成する活動・・・放課後や休日に定例の教室、事業（チャレンジ教室等）の実施と広報活動
 - （ロ）子育て家庭を支援する活動・・・小中学校、高等学校との連携・保護者の交流の場の提供
 - （ハ）地域活動を推進する活動・・・学校、地域、公民館等の各種団体との連携（ちびっこ角力大会及びマラソン大会の開催）

令和4年度 事業計画(案)

1. 年間を通しての取り組み(定例教室等)

	隣保館事業	デイサービス事業	児童館事業
内容	・職業巡回相談(月1回) ・生花教室(第1・3火曜日) ・健康体操教室(毎週水曜日) ・資源回収(第1・3水曜日)	・機能回復訓練(火～土曜日) ・健康相談(月1回:市健康増進課から) ・着付教室(第1・3木曜日)	・おり紙教室(第2土曜日) ・子ども茶道教室(第1・3土曜日) ・チャレンジ教室(土曜日・夏休み等) ・フリースペースちびっこ(親子のへや)の開設

2. 年間スケジュール

○5月

- ・芳養センター、デイサービス事業、芳養児童センター運営協力委員会(書面決議)

○8月

- ・第43回芳養地区納涼ちびっこ角力大会
- ・夏休みチャレンジ教室

○12月

- ・児童センター及びデイサービスセンター大掃除

○11月

- ・芳養児童センターまつり

○1月

- ・芳養校区子どもクラブマラソン大会

○3月

- ・春休みチャレンジ教室